

令和3年6月1日

## 十津川村会計年度任用職員募集要項

会計年度任用職員とは、令和2年4月の地方公務員法の改正に伴い、同法第22条の2第1項の規定により設けられた非常勤職員の制度です。

### ●募集職種等

募集職種等は次のとおりです。

職種	採用予定人数	任用形態	職務内容
講師(小学校)	1名	パートタイム	児童の教育

### 勤務条件等について

#### ●任用期間及び勤務時間等

令和3年7月1日～令和4年3月31日

月曜日～金曜日(内3日勤務)、13時30分～15時30分

#### ●給料(時給)

1,019円以上

※経歴による加算があります。(上限があります。)

※給与改定により変更となる場合があります。

#### ●勤務場所

十津川村立十津川第二小学校

#### ●資格等

有効な小学校教諭一種免許状又は特別支援学校教諭免許

#### ●通勤手当

通勤距離に応じて支給します。

#### ●時間外勤務

時間外勤務を命じる場合があります。

#### ●期末手当

なし

#### ●労働保険

労働者災害補償保険が適用となります。

#### ●社会保険・雇用保険

加入しません

●退職手当

なし

●休暇

年次休暇(有給5日)、条例等の定めるところによる特別休暇(有給・無給)があります。

●服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに人事評価制度、懲戒処分の対象となります。

**申込方法等について**

●申込方法

「十津川村会計年度任用職員応募申込書」に必要事項を記載し、写真と免許状の写しを添付のうえ、教育課に提出してください。

※提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

※以下に該当している人は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・十津川村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・村税に滞納がある人

●申込締切

令和3年6月21日(月) 午後5時必着【郵送可(簡易書留もしくは特定記録)】

※郵送の場合は、封筒に「会計年度任用職員応募申込書在中」と朱書きし、教育課宛てにご郵送ください。

●選考方法

応募申込書による書類選考及び面接試験を実施します。

面接試験は、令和3年6月25日(金)を予定しています。

詳細については、お申込みいただいた方へ個別にお知らせします。

●選考結果

選考結果は郵送等でお伝えします。(電話での問い合わせにはお答えできません。)

○問合せ先・提出先

十津川村役場 教育課

〒637-1333 奈良県吉野郡十津川村大字小原225-1

TEL:0746-62-0067